

(表2) 卵巣腫瘍・卵管癌・腹膜癌の手術進行期分類を行うにあたっての注意事項

従来の卵巣癌の進行期 (FIGO 1988) から、卵巣癌・卵管癌・腹膜癌のカテゴリーとしてまとめられた。それに伴い、進行期の捉え方が変更になった。

- (1) 手術進行期分類とともに組織型や組織学的異型度を記録する。
- (2) 卵巣内に限局した状態であった I 期では、卵巣あるいは卵管内限局発育と定義され、I C 期では細分類された。
 - I C1 期：手術操作による被膜破綻。
 - I C2 期：自然被膜破綻あるいは被膜表面への浸潤。
 - I C3 期：腹水または腹腔洗浄細胞診に悪性細胞が認められるもの。
- (3) 原発性腹膜癌には I 期が存在しない。
- (4) 腫瘍が両側の卵巣あるいは卵管に限局して存在している場合であっても、一方の卵巣あるいは卵管が原発巣で、対側卵巣あるいは卵管の病巣が播種巣あるいは転移巣と判断される場合には、I B 期ではなく II A 期とする。
- (5) 手術操作による被膜破綻は I C1 期に分類するが、組織学的に証明された腫瘍細胞の露出を伴う強固な癒着は II 期とする。
- (6) S 状結腸は骨盤部腹腔内臓器に分類される。
- (7) 骨盤内 (小骨盤腔) へ進展する II 期に原発性腹膜癌が含まれたため、II c 期 (腫瘍発育が II a または II b で被膜表面への浸潤や被膜破綻が認められたり、腹水または洗浄液の細胞診にて悪性細胞の認められるもの) が削除された。
- (8) III 期では、骨盤外の腹膜播種や後腹膜リンパ節転移について、細胞学的あるいは組織学的に確認する必要がある。リンパ節腫大のみでは転移と判定しない。転移巣最大径による細分類が追加された。
 - III A (i) 期：転移巣最大 10mm 以下。
 - III A (ii) 期：転移巣最大 10mm をこえる。
 - III A2 期：後腹膜リンパ節転移の有無にかかわらず、骨盤外に顕微鏡的播種を認めるもの。
- (9) 遠隔転移を有する例を IV 期としたが、胸水中に悪性細胞を認めるのみの例を IV A 期とする。
- (10) 腸管の貫壁性浸潤、臍転移、肝や脾への実質転移は肺転移や骨転移同様に IV B 期とする。ただし、大網から肝や脾への腫瘍の進展は IV B 期とせず、III C 期とする。